

健やかライフ

2026.8

No. 211



ホームページをご利用ください

<https://www.st-kenpo.or.jp>



スマートフォンにも対応し、大変見やすくなっています。
ぜひアクセスしてください。

本誌がホームページ上でダウンロードできます

CONTENTS

- P2～3 ▶ 第117回組合会におきまして、
当健保組合の令和7年度決算が可決・承認されました 他
- P4 ▶ 「健康スコアリングレポート」の結果報告
- P5 ▶ 「高血糖」と指摘されたら……
- P6 ▶ ウォーキング習慣を取り入れよう
- P7 ▶ 「薫風荘」の年末年始ご利用の申し込みを受け付けます
- P8～9 ▶ 「インフルエンザ予防接種」費用補助を実施します
- P10 ▶ 令和8年8月から高額療養費制度が見直されます
- P11 ▶ 「被扶養者確認調書」の提出にご協力ください／
マス釣り大会中止のお知らせ
- P12 ▶ 組合健診センターをご利用ください



第117回組合会におきまして、当健保組合の 令和7年度決算が可決・承認されました

～ 令和7年度決算は12年連続の黒字決算 ～

一般勘定

安定した財政状況です

令和7年度決算について、経常収支差引額は9億9,014万8千円となり、12年連続の黒字決算となりました。要因は収入において、被保険者数、平均標準報酬月額および標準賞与額が当初の見込みを上回ったことがあげられます。

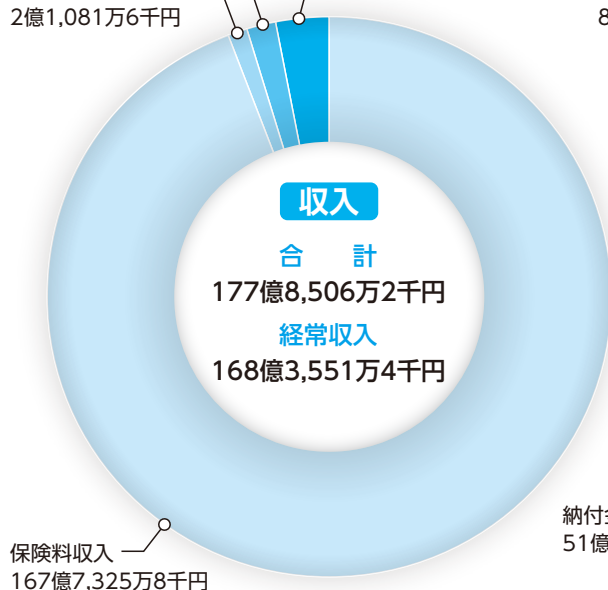
今後も医療費の増加が懸念されており、当健保組合は健診受診率および特定保健指導実施率の向上、病気の重症化予防、ジェネリック医薬品の使用促進等医療費の節減に取り組んでまいります。

グラフでみる

令和7年度決算の状況

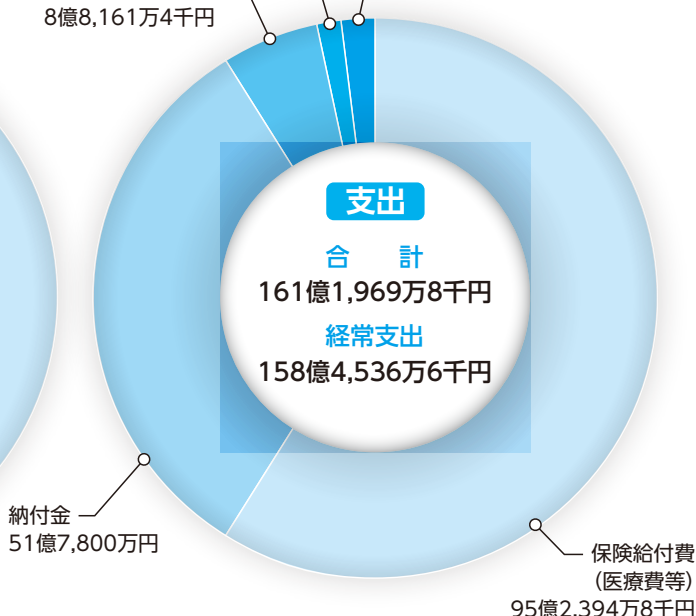
一般勘定

財政調整事業交付金
3億21万1千円
準備金繰入
2億1,081万6千円
その他
5億77万7千円



収 支 差 引 額 16億6,536万4千円

財政調整事業拠出金
2億2,541万9千円
保健事業費
8億8,161万4千円
その他
3億1,071万7千円



経常収支差引額 9億9,014万8千円

介護勘定

介護保険については、収入総額18億4,295万7千円、支出総額17億7,655万8千円となり、収支差引6,639万9千円の残となりました。

収入

科 目	決算額(千円)
介 護 保 険 収 入	1,730,615
準 備 金 繰 入 等	112,342
合 計	1,842,957

支出

科 目	決算額(千円)
介 護 納 付 金	1,776,463
介護保険料還付金	95
合 計	1,776,558

令和7年度保健事業の実績について

当組合が令和7年度にみなさまの健康維持を目的として実施した事業のうち、
「①特定健診、②特定保健指導、③受診勧奨通知」につきまして、実績報告をいたします。

特定健診

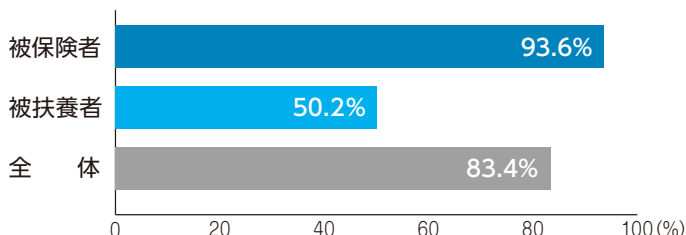
1

被扶養配偶者の約半数の方が未受診です。
年1回は健康診断を受けて、健康管理をしましょう

- ・被扶養配偶者の方は健康診断を無料で受診することができます※
- ・40歳以上の被扶養配偶者の方で、パート先等で受診した健康診断結果をご提供いただいた方には、クオカードを進呈いたします※

※ 詳細は当組合ホームページ(<https://www.st-kenpo.or.jp>)
ホーム画面バナー「扶養に入られている配偶者の健康診断について」をご覧ください。

令和7年度 特定健診の受診率 (当健保組合)



特定保健指導

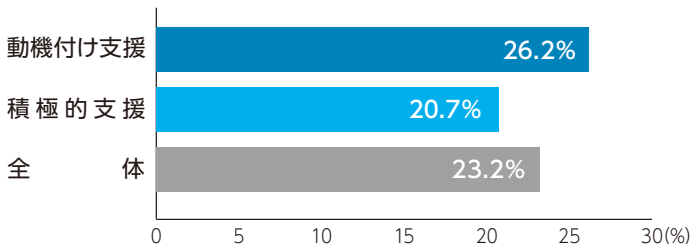
2

約8割の方が受けていません。生活習慣病のリスクを軽減するため、
対象になった方は必ず受けましょう

対象になった方への「ご案内」については、当健保組合より事業主を通じて送付※)しておりますので、受け取られた方は特定保健指導を受けていただきますようお願いいたします。

※被扶養者・任意継続被保険者で対象になった方には、ご自宅に送付しております。

令和7年度 特定保健指導の実施率 (当健保組合)



受診勧奨通知

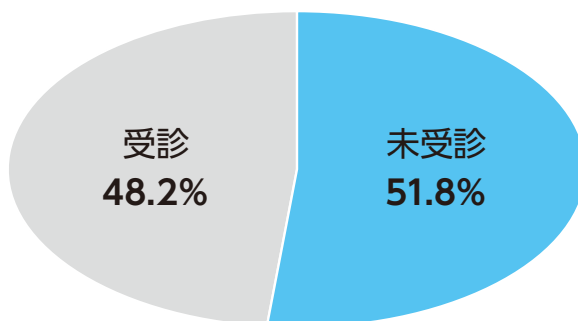
3

半数以上の方が受診していません。
大病になる前に医療機関を受診しましょう

健康診断の結果、「治療」または「精密検査」が必要と診断されたにもかかわらず、半数以上の方が医療機関を受診していません。

生活習慣病は自覚症状がないまま進行し、脳卒中や心筋梗塞が発症し、重症化する恐れがあります。受診していない方のご自宅へ「医療機関への受診状況の確認及び受診勧奨について」をお送りしておりますので、重症化予防のため1日でも早く医療機関を受診しましょう。

受診勧奨後の受診率 (当健保組合)



「健康スコアリングレポート」の結果報告

健康 スコアリング レポート とは

厚生労働省・経済産業省・日本健康会議が協働して作成したレポートです。加入者の健診受診率および健康状況等について全健保組合平均と比較しており、当健保組合の位置づけが把握できる資料となっております。当健保組合の結果の概要を以下のとおりご報告いたします。

特定健診・特定保健指導（令和6年度実績）

特定健診・特定保健指導の実施状況の全組合中の順位

617位/1,375組合

	当健保組合
特定健診の実施率	82.5% （総合組合平均 80.6%）
特定保健指導の実施率	21.9% （総合組合平均 20.2%）

- ・特定健診……年1回の健康診断を習慣にしてください。また、健診結果で「要治療」「要精密検査」とされた方は、すぐに受診または検査を受けてください。
- ・特定保健指導…対象になった方は、生活習慣病のリスクを軽減するために受けてください。

健康状況および生活習慣（令和6年度実績）

下記の点数は全健保組合平均を100とした際の各組合の相対値を高い順に5等分し、「良好 A」～「不良 E」の5段階で表記しています。

健康状況

・生活習慣病リスク保有者の割合

区分	点数	リスク	良好 ← 中央値と同程度 → 不良				
			A	B	C	D	E
肥満	92	肥満リスク					
血压	97	血压リスク					
肝機能	92	肝機能リスク					
脂質	84	脂質リスク					
血糖	82	血糖リスク					

生活習慣

・適正な生活習慣を有する者の割合

区分	点数	リスク	良好 ← 中央値と同程度 → 不良				
			A	B	C	D	E
喫煙	101	喫煙習慣リスク					
運動	97	運動習慣リスク					
食事	107	食事習慣リスク					
飲酒	100	飲酒習慣リスク					
睡眠	103	睡眠習慣リスク					

※血糖リスク（高血糖）については、次ページをご覧ください。

「高血糖」と指摘されたら……

令和6年度実績「健康スコアリングレポート」において、当健保組合と他の健保組合を比較すると、血糖の生活習慣病リスクを保有している方が多いことがわかりました。

糖尿病予防のため、健康診断で高血糖と指摘された方は今すぐ対策をはじめましょう！

特定健診における特定保健指導対象者の判定値

● 空腹時血糖 **100mg/dL 以上**

または

● HbA1c **5.6% (NGSP値) 以上**

過去1～3か月の平均血糖値がわかります。

★上記のほか、腹囲や脂質、血圧、喫煙歴等を見たうえで、特定保健指導の対象となるかが判定されます。

高血糖って ナニ？

血糖値とは、血液に含まれるブドウ糖の量。糖は、人間のエネルギー源として大切なものですが、増えすぎると糖尿病を招きます。糖尿病は、それ自体が致命的な病気ではないものの、放置するとさまざまな合併症を引き起こすほか、動脈硬化を進行させて脳卒中や心筋梗塞など、命にかかわる病気のリスクを高めます。

今すぐ 血糖値対策 をはじめよう



食 事

通常、血糖値はすい臓から分泌されるインスリンによって一定の値になるようにコントロールされています。しかし、食べすぎや食事抜きなど、乱れた食習慣は血糖値の上昇を招きます。食事は1日3食、できるだけ同じ時間帯に食べたいもの。また、夜9時以降の食事を控えるなど、規則的な食習慣を身につけましょう。

睡 眠

寝不足はストレスにつながり、ストレスの増加は血糖値を上げるホルモンの分泌につながります。睡眠時間は、短すぎても長すぎても、血糖値に悪影響を与えます。適正な睡眠時間は人によって異なります（6～10時間）が、自身にとって「日中、快適に活動できること」を目安に調整してみましょう。



運 動

運動習慣がない、もしくは週に一度だけ激しい運動をするような極端な習慣の方は、買い物時や通勤時など、日常生活のなかで歩く機会を増やしてみましょう。

※ウオーキングについては、次ページをご覧ください。

“プラス20分”で健康に！ ウォーキング習慣を 取り入れよう

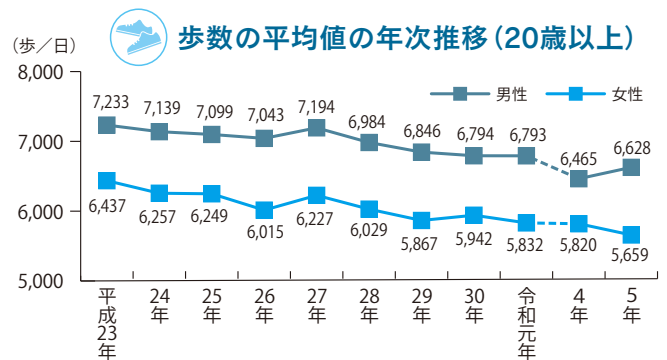
厚生労働省では、健康維持や生活習慣病発症予防のために、1日あたり8,000歩の歩行を推奨しています。しかし、調査によると、男女ともに1日あたりの平均歩数が約2,000歩足りない状況です。



プラス20分の ウォーキングを

歩数の推移をみると、男女ともに減少傾向にあります。令和5年の数値では目標の8,000歩まで男性は約1,500歩、女性は約2,500歩足りていません。

1,000歩は歩く時間で10分とされています。1日あたり「プラス20分のウォーキング」で2,000歩増をめざしましょう。



※平成24年以降は、100歩未満または5万歩以上のものは除く。(令和2年および3年は調査中止)
出典：令和5年国民健康・栄養調査結果の概要 第3章 2.歩数の状況

少しのアレンジでプラス20分を生み出しましょう！

“プラス20分”のチャンスは、日々の習慣の中に隠れています。時間を設けるのが難しくても、普段の行動パターンを少しアレンジするだけで簡単に達成できるかもしれません。

通勤・移動の時間なら

- 一駅手前で降りて歩く
行き・帰りのどちらでも。
- 遠回りして帰る
いつもの帰り道に、公園やお店など新しいルートを追加。
- 階段を選ぶ
エスカレーターやエレベーターを使わず、足腰を鍛える時間に。



買い物なら

- 近所の買い物は歩いて行く
短い距離なら車や自転車を使わず歩く。
- 駐車場は入り口から遠い場所へ
往復で自然に歩数増加。



番外編

アプリを使ってモチベーションアップ！

海外の研究では、身体活動を記録するアプリ等を使うと、歩数換算で1日平均1,850歩増加したという報告*があります。



自治体によっては、アプリと連動したウォーキング大会や歩数に応じた特典をもらえるイベントを実施しています。併せて活用するのもよいでしょう。

*Laranjo, L., et al. (2021). Do smartphone applications and activity trackers increase physical activity in adults? Systematic review, meta-analysis and metaregression. British Journal of Sports Medicine, 55(8), 422-432. <https://doi.org/10.1136/bjsports-2020-102892>

直営保養所

「薫風荘」

伊豆への旅行は
安心して快適な
直営保養所で！

伊豆の季節と美しい景色をお得に
楽しむなら、薫風荘のご利用を！

静岡県熱海市林が丘22-10 ☎0557-81-4585

お申し込みは当健保組合施設課へ
☎03-3987-3151

申込方法は当健保組合のホームページを
ご覧ください。



利用料金（1泊2食付き、税込）

被保険者 5,200円
被扶養者 5,200円 [4,100円]
元加入員 6,200円
その他 7,300円 [6,200円]

※〔 〕内は、4歳から11歳までの子ども料金で、子ども料理となります。
大人料理をご希望の場合は大人の利用料金となりますので、保養所利用
申込書の利用者名記入欄余白に「大人料理希望」とご記入ください。

※チェックインの際に資格確認を行いますので、被保険者・
被扶養者の方は必ず全員のマイナンバーカード等の身分
証明書をご持参ください。
マイナンバーカード等の身分証明書をお忘れの場合、利用
料金が「その他」の扱いとなりますのでご承知おください。

収容人員

6部屋／25名

休館日

毎週水曜日・第3火曜日（年末年始・夏期期間を除く）・
9/1～9/5・1/5～1/10

交通案内

〈電車〉 JR東海道新幹線「熱海」駅下車徒歩20分（登坂）・
タクシー5分
〈車〉 東名高速厚木I.C. ▶ 小田原厚木道路 ▶
熱海ビーチライン ▶ 熱海

「薫風荘」の年末年始ご利用の申し込みを受け付けます

「薫風荘」の年末年始ご利用の申し込みについては、通常の申し込みと同様、保養所利用申込書に必要事項を記入のうえ、11月1日(日)から10日(火)までに郵送(11月10日必着)またはFAX(03-3985-9721)でお申し込みください。

抽選は11月11日(水)に行います。抽選結果の発表は、**当選された方のみ**とさせていただきます、利用券の発送をもってかえさせていただきます。

申込要項

年末年始のご利用は、下記①～③の中から、
ご希望の日程を一つお選びください。お1人様
1回のみ申し込みとさせていただきます。

- ① 12月29日(火)～12月31日(木) (2泊3日)
- ② 12月31日(木)～1月2日(土) (2泊3日)
- ③ 1月2日(土)～1月4日(月) (2泊3日)

※年末年始は**2泊3日限定(上記①～③)**の申し込みとさせていただきますので、1泊2日の申し込みはできません。

「薫風荘」 5日(火)～10日(日)、13日(水)、
1月の休館日 19日(火)、20日(水)、27日(水)

年末年始料金

令和8年12月29日(火)～
令和9年1月4日(月)までの宿泊

区分	2泊分利用料金(税込)
被保険者・被扶養者(12歳以上)	14,400円
被扶養者(4～11歳)	12,200円
元加入員	16,400円
その他(12歳以上)	18,600円
その他(4～11歳)	16,400円

※4歳から11歳までは子ども料理となります。大人料理をご希望の場合は、大人料金となります。保養所利用申込書の利用者名記入欄余白に「大人料理希望」と記入してください。

令和
8年度

「インフルエンザ予防接種」 費用補助を実施します

補助対象接種期間 令和8年10月1日(木) から
令和9年1月31日(日) まで

対象者 被保険者本人(家族は対象外)

補助回数 1人1回

補助額 上限 2,000円



補助を受けるには、以下の2つの接種方法があります

1 東振協実施医療機関接種

補助金申請 **不要**

補助金である2,000円を差し引いた金額を窓口でお支払いいただくことにより、当健保組合への補助金申請手続きが不要となります。なお、東振協の実施医療機関での予防接種料金は1人1回につき4,060円(税込)が上限となっていますので、個人負担は2,000円程度となります。

手続きは東振協ホームページ (<https://www.toshinkyō.or.jp>) から
行ってください。(9月初旬にアップロード予定)



東振協
ホームページ

実施方法

次の方法のいずれかを選択してください。

院内接種	実施医療機関での接種 (全国約3,600カ所)	実施医療機関一覧 から選択
集合接種	指定会場での接種 (東京・埼玉・千葉・神奈川限定)	会場一覧から選択
出張接種 【事業所のみ】	事業所での接種 (個人単位では実施不可)	実施医療機関一覧 から選択



予防接種を受けるまでの流れ

① 予防接種の予約

希望する実施医療機関に予約を入れます(健保組合への連絡は必要ありません)。

- 院内接種の場合、希望する医療機関を「インフルエンザ予防接種実施医療機関一覧」から選択
- 集合接種の場合、希望する会場を「東振協集合接種会場一覧」から選択
- 出張接種の場合、希望する医療機関を「インフルエンザ予防接種実施医療機関一覧」から選択

! 注意事項

東振協の実施期間は令和9年3月31日(水)までとなっていますが、当健保組合の補助対象接種期間は令和9年1月31日(日)までとなりますのでご注意ください。

②「利用券等」の取得

- 院内接種・集合接種の場合、「東振協専用インフルエンザ予防接種利用券」を取得
 - 出張接種の場合、「東振協専用インフルエンザ予防接種利用申込書」および「申込者名簿」を取得
- ※「利用券」の取得には、保険者番号、健康保険の記号・番号の入力が必要となります。マイナポータル等をご参照ください。

③ 接種当日

実施医療機関に「利用券」と「マイナ保険証等」を提示し、予防接種を受けてください。

① 注意事項

- ・ マイナ保険証等を忘れた場合は接種することができませんのでご注意ください。
- ・ 接種後窓口にて、医療機関の予防接種料金から健保組合補助金額2,000円を差し引いた費用をお支払いください。

2

東振協実施医療機関外(契約外)接種

補助金申請

要

東振協実施医療機関以外で予防接種を受ける場合は、予防接種後、費用の全額をいったんお支払いください。その後、勤務している会社を通じて、健保組合に補助金申請をしていただくことにより、2,000円を上限に実費を補助いたします。

予防接種を受けるまでの流れ

① 予防接種の予約

希望する実施医療機関に予約を入れます（健保組合への連絡は必要ありません）。

② 予防接種を受ける

③ 費用支払い

接種後、医療機関にて費用全額をお支払いください。その際に下枠の「領収書」についてをご覧ください。領収書を受け取ってください。

④ 補助金申請

勤務している会社を通じて健保組合へ補助金申請します（領収書原本を会社の担当者へ提出してください）。

⑤ 補助金の受け取り

勤務している会社より補助金を受け取ります。補助金は健保組合から会社の口座に振り込まれます。なお、補助金の申請受付の締め切りは令和9年2月26日(金)です。

「領収書」について

- 領収書は原本を提出してください。コピーやレシートタイプの領収書は受付できません。
- 領収書は原則返却できません。インフルエンザ予防接種の費用は、通常医療費控除の対象とはなりません。
- 領収書は、以下の内容が記載・記入されているものがが必要です。

- | | |
|----------------------|---------|
| ・ 接種者氏名(フルネーム) | ・ 接種日 |
| ・ 但し書き(インフルエンザ予防接種代) | ・ 医療機関名 |

- 領収書宛名が会社名のため接種者が不明な場合、または複数名で接種したが全員の氏名が記入されていない等の場合には、領収書に接種者全員の氏名および金額、接種日の内訳を実施医療機関に記入してもらってください。
- 余白等の関係上、記入が難しい場合には、別途に実施医療機関が作成した「内訳明細書」(接種者全員の氏名・接種日および金額の記入があり、実施医療機関が証明したもの)を添付してください。

令和8年8月から

高額療養費制度が見直されます

高額療養費制度とは、医療機関や薬局の窓口で支払った額が、ひと月（月の初めから終わりまで）で上限額を超えた場合に、その超えた金額が払い戻される制度です。

近年の医療費の伸びに対応し、令和8年8月から月額自己負担限度額が引き上げられます。また、新たに「年間上限」を導入するなど、長期療養者等の経済的負担に配慮した見直しが行われます。

さらに、令和9年8月からは所得区分が細分化され、より収入に応じた自己負担限度額となる予定です。

●これまでの限度額と令和8年8月からの限度額

区分 (標準報酬月額)	令和8年7月まで	令和8年8月から	
	自己負担限度額	自己負担限度額	年間上限(新設)
83万円以上	252,600円+ (医療費－842,000円)×1% 【多数回該当 140,100円】	270,300円+ (医療費－901,000円)×1% 【多数回該当 140,100円】	1,680,000円 (月額平均140,000円)
53万円～79万円	167,400円+ (医療費－558,000円)×1% 【多数回該当 93,000円】	179,100円+ (医療費－597,000円)×1% 【多数回該当 93,000円】	1,110,000円 (月額平均92,500円)
28万円～50万円	80,100円+ (医療費－267,000円)×1% 【多数回該当 44,400円】	85,800円+ (医療費－286,000円)×1% 【多数回該当 44,400円】	530,000円 (月額平均44,200円)★
26万円以下	57,600円 【多数回該当 44,400円】	61,500円 【多数回該当 44,400円】	
低所得者 (住民税非課税)	35,400円 【多数回該当 26,400円】	36,900円 【多数回該当 24,600円】	290,000円 (月額平均24,200円)

★標準報酬月額15万円以下に該当することが確認できた方は、年間上限41万円を適用し、令和9年8月以降に償還払い。

※70歳以上は別途上限額の設定があります。

※【 】内の金額は多数回該当における上限額。

医療機関等の窓口での手続きについて

これまでと変更ありません。マイナ保険証で受診すれば、医療機関等での支払いが自己負担限度額までとなります。
なお、資格確認書で受診する場合で高額療養費制度に該当する場合には、限度額適用認定証の提示も必要となりますので、健保組合に限度額適用認定申請書(当健保組合ホームページよりダウンロード可)を提出してください。

多数回該当とは

過去12か月間に3回以上高額療養費の支給を受けたとき、4回目以降は限度額が低くなり、自己負担が軽減されます。

年間上限とは

長期療養が必要な方でこれまで多数回該当に該当していた方が、月額上限が引き上げられたことにより、自己負担が月額上限に到達せず、多数回該当から外れてしまう場合があるため、そのような方の医療費負担が重くなりすぎないように「年間上限」が新設されました。

8月1日から翌年7月31日までの期間で、外来・入院を含めた自己負担の合計が年間上限を超えた場合、後日払い戻しを受けられます。



10月上旬実施

「被扶養者確認調書」の提出にご協力ください

マイナンバーを活用し、対象者を限定し実施

『健やかライフ』No.210 (2026年6月号) でも広報させていただきましたが、令和8年10月から11月にかけて、被扶養者の収入額や生計維持関係の再確認を行います。

再確認は、適正な健康保険加入資格のもとで保険診療を受けていただくため、現在被扶養者となっている方が引き続き被扶養者としての要件を満たしているか確認させていただくものです。

なお、昨年度と同様にマイナンバーを活用した情報連携システムにより、再確認の対象者を限定したうえで実施します。

対象者の方には、9月下旬に会社を通じて「健康保険被扶養者確認調書」を送付しますので、必要事項を記入し、必要書類とともに、会社を通じて令和8年10月末日までにご提出いただきますようご協力をお願いいたします。

確認対象者 昨年度から一部変更になりました

再確認実施時点で現存する被扶養者のうち、次のいずれかに該当する被扶養者。

ただし、令和7年8月1日以降に被扶養者の認定を受けた被扶養者は対象外とします。

- ① 情報連携システムにより、前年の収入（給与収入・年金収入等）が130万円（19歳以上23歳未満（被保険者の配偶者を除く）の場合は150万円、60歳以上等の場合は180万円）以上と確認された方
- ② 情報連携システムにより被保険者と別居していると確認された方
- ③ 何等かの理由により情報連携システムから必要な情報が得られなかった方

必要書類 昨年度から一部変更になりました

「健康保険被扶養者確認調書」に必要事項を記入し、次の①から③に応じた必要書類を添付して、ご提出いただきますようお願いいたします。

- ① 前年の収入（給与収入・年金収入等）が130万円（19歳以上23歳未満（被保険者の配偶者を除く）の場合は150万円、60歳以上等の場合は180万円）以上と確認された方
 - ⑦ 提出時点で就労していない方は「退職日の分かるもの」の写し
 - ⑧ 提出時点で就労している方は、直近3か月分の「給与明細書」の写し

なお、収入が給与収入のみの場合には、「労働条件通知書」の写し、「勤務内容について」、「給与収入のみである旨の申立書」の3点でも可能です。この場合の詳細は、当健保組合ホームページの「申請書一覧」内の14の「健康保険被扶養者資格について 令和8年4月」の9ページなどを参照してください。

②被保険者と別居していると確認された方

被保険者からその被扶養者への直近3か月分の送金額が明確に分かる「振込明細書」又は「現金書留（控）」の写し（手渡しは不可です）。

※被保険者の単身赴任による別居の場合、添付書類は不要です。

※被扶養者が学生（大学院生は除く）で別居の場合、送金額が明確に分かる書類は不要ですが、この場合、「学生証」の写しを添付してください。

③ 何等かの理由により情報連携システムから必要な情報が得られなかった方

必要な添付書類を別途ご案内します。

被扶養者認定基準につきましては、当健保組合ホームページの「被扶養者認定チャート」等を参考にいただき、認定基準から外れた場合は、すみやかに「被扶養者異動届」をご提出いただきますようお願いいたします。

また、令和8年9月下旬に「よくある質問と回答Q & A」をホームページに掲載する予定ですので、あわせて参考にしてください。

マス釣り大会中止のお知らせ

令和8年10月に開催を予定しておりました「マス釣り大会」でございますが、昨今の熊被害等の状況を鑑みまして中止することとなりました。

参加をご検討いただいておりますみなさまにはご迷惑をおかけすることとなり、大変申し訳ございません。

何卒ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

組合の現況

(令和8年6月末現在)

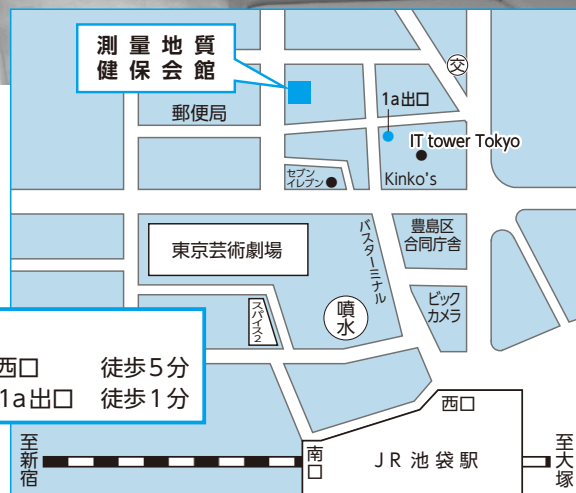
事業所数	517社
被保険者数	30,303人
被扶養者数	17,661人
平均標準報酬月額	390,566円

健診センターで
健康チェック!

組合健診センターを ご利用ください

測量地質健保会館の4・5階には、「健診センター」を開設しています。健診センターでは、一般健診、生活習慣病予防健診、人間ドック、特定健診を受診できます。ご自身のため、ご家族のためにも、年に1回は受診をして体のチェックをしましょう。

<https://www.st-kenpo.or.jp>



○交通機関
J R 線 池袋駅西口 徒歩5分
地下鉄 池袋駅1a出口 徒歩1分

当健診センターの特徴

当日に結果説明

当健診センターで、生活習慣病予防健診または人間ドックを受診された方には、当日中に、医師による結果説明を行っています。

なお、人間ドックを受診された方にはクオカードをお渡ししております。

○..... 健診に関するお問い合わせは○

- 健保組合健診センターに関すること..... 健保組合健診センター ☎03-3987-8615
- 委託健診・遠隔地健診・巡回婦人健診に関すること... 健保組合施設課 ☎03-3987-3151

当組合へご加入いただける事業所をご紹介します!

当組合では、現在協会けんぽに加入されている測量業および地質調査業の事業所を対象として、当組合への加入促進に取り組んでいます。当組合に加入されますと、協会けんぽに比べ保険料や各種健診費用が減額されるほか、独自の付加給付が受けられるなど多くのメリットがありますので、現在協会けんぽに加入されている事業所をご存知の方はぜひ当組合にご紹介ください。事業所の加入に関するお問い合わせは、業務課までお願いいたします。



測量地質健康保険組合 業務課 tel : 03-3987-3154